

市の令和3年中における交通事故発生状況は357件で令和2年の414件に比べ57件減少していますが、6件の交通死亡事故が発生しており、そのうちの3件は横断歩道や交差点付近を通行中の自転車や歩行者が巻き込まれています。

横断歩道や交差点付近を渡る際はしっかりと左右に顔を向けて確認することが大切です。自動車などが自分に気づいているだろう、まさか来ないだろうと想着って、漫然と横断するのは大変危険です。自分の目どころか周囲に危険がないか安全確認しましょう。

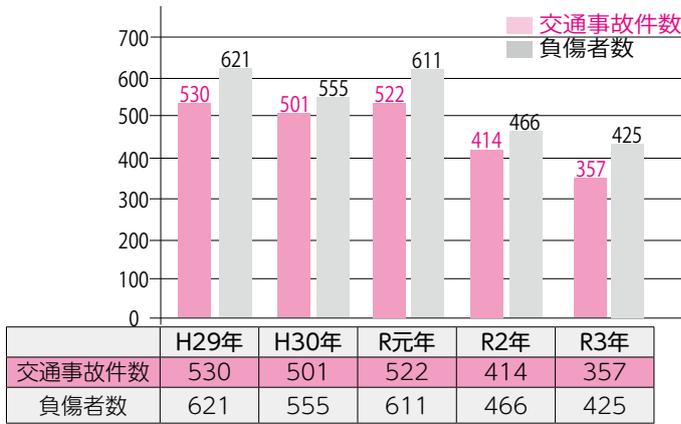
自転車に乗る人は「ヘルメットの着用」や「自転車保険への加入」といった日ごろからの準備をしっかり行いましょう。また、歩行者の皆さんは反射材を身に付け、明るい服装を心がけましょう。



「SCマンスリーまつばら」は、世界基準の安心・安全なまちづくりセーフコミュニティについて知っていただくための連載です。

交通事故にあわないために

▼問合せ 市民協働課



▲交通事故発生状況(出典：警察統計)

自転車に乗る時は 自転車用ヘルメットをかぶりましょう

幼児、高齢者ともに自転車に乗る際の自転車用ヘルメット着用が努力義務となっています。自転車乗用中にヘルメットを着用せず交通事故に遭った場合、頭部にけがを負うことで死亡事故などの重大な事故につながることもありますので、自転車に乗る時は皆さんもヘルメットを着用するよう心掛けてください。

市では、平成28年度から高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業を行っています。

【高齢者用自転車ヘルメットの購入補助】

- ▶対象 松原市に住所を有する65歳以上の人
- ▶助成費用 ヘルメット購入費の2分の1に相当する額(100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)ただし、上限2,000円。
- ▶対象のヘルメット 一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合しているもの(SGマークが貼付されているもの)もしくはその他同等の安全基準に適合しているもの
- ▶問合せ 市民協働課



自転車用ヘルメット 着用啓発標語

- ・ヘルメット 命を守る 宝物
- ・ヘルメット かぶってまもる 自分の身
- ・万が一 事故にそなえて ヘルメット

自転車安全利用5則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止・夜間はライトを点灯・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用